

第6号様式別表5の2の3記載の手引

1 この計算書の用途等

この計算書は、法第72条の21第1項第1号から第3号まで（無償増資等及び無償減資等を行った法人等の資本金等の算定）、法第72条の22（特定内国法人等の資本金等の額の算定）、政令第20条の2の23（非課税事業をあわせて行う法人等の資本金等の額の算定）又は課税標準の特例（法附則第9条第1項、第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が、資本割の課税標準となる資本金等の額の計算を行う場合に記載し、第6号様式別表5の2に併せて提出してください。また、法第72条の21第1項第1号の規定の適用を受ける法人（無償増資による剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした法人）にあっては、剰余金又は利益準備金の額の全部若しくは一部を資本金とした事実及び資本金とした金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第2号の規定の適用を受ける法人（無償減資等による資本の欠損のてん補を行った法人）にあっては、資本の欠損のてん補を行った事実及び資本の欠損のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）等）を、同条第1項第3号の規定の適用を受ける法人（剰余金を損失のてん補に充てた法人）にあっては、剰余金を損失のてん補に充てた事実及び剰余金を損失のてん補に充てた金額を証する書類（株主総会議事録、債権者に対する異議申立の公告（官報の抜粋）、株主資本等変動計算書等）を添付してください。

2 各欄の記載のしかた

欄	記 載 の し か た	留 意 事 項
1 従業者数を記載すべき欄 （③及び④、⑭及び⑮、⑳から㉑までの欄）	当該事業年度終了の日（法第72条の26第1項ただし書（仮決算による中間申告）又は法第72条の48第2項ただし書（前事業年度と分割基準が著しく異なる場合の予定申告）の規定による申告にあっては当該事業年度開始の日から6月を経過した日の前日）現在における従業者の数により記載します。	
2 「資本金等の額①」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 収入金額課税事業をあわせて行う内国法人 第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の㉓の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人 ㉑又は㉒の欄の金額	収入金額課税事業をあわせて行う内国法人又は同法人で、かつ、法第72条の21第1項第1号から第3号まで、課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下6まで同じです。）。
3 「収入金額課税事業以外の事業に係る資本金等の額②」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
4 「収入金額課税事業以外の事業に係る期末の従業者数③」	法第72条の19の規定の適用を受ける法人（以下「特定内国法人」といいます。）にあっては、収入金額課税事業以外の事業に係る国内の事務所又は事業所（以下「事務所等」といいます。）及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
5 「期末の総従業者数④」	特定内国法人にあっては、国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	
6 「月数あん分後の資本金等の額⑤」	次に掲げる法人が、第6号様式別表5の2の㉓の欄の金額を記載します。 (1) 特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人	特定内国法人若しくは非課税事業をあわせて行う内国法人又はこれらの法人で、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下12まで同じです。）。
7 「外国の事業に係る控除額⑧」	(1) 第6号様式別表5の2の2㉕の欄の金額から第6号様式別表5の2の2㉖の欄の金額を控除した額及び第6号様式別表5の2の2㉗の各欄の金額がともに零を超える金額であって、かつ、㉓の欄の割合が50%以上である法人又は法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する法人にあっては、㉗の欄の金額に第6号様式別表5の2の2㉖の欄の金額を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2㉕の欄の金額で除して計算した金額を記載します。 (2) (1)以外の法人にあっては、㉗の欄の金額に第6号様式別表5の2の2㉘の欄の人数を乗じて得た額を第6号様式別表5の2の2㉙の欄の人数で除して計算した金額を記載します。 (3) この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	

8「非課税事業に係る控除額⑩」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
9「課税標準の特例に係る控除額⑪」	特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う法人であって、かつ、課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が、⑫の欄の金額を記載します。	
10「特定内国法人の付加価値額の総額に占める国内の事業に帰属する付加価値額の割合⑬」	この割合に1未満の端数があるときは、その端数を切り捨ててください。	法第72条の19後段の規定により外国の事業に帰属する付加価値額を計算する内国法人は記載する必要はありません。
11「国内における非課税事業に係る期末の従業者数⑭」及び「国内における事務所又は事業所の期末の従業者数⑮」	収入金額課税事業をあわせて行う法人にあつては、収入金額課税事業に係る従業者数を除いた人数を記載します。	
12「資本金等の額⑯」	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金等の額又は連結個別資本金等の額2」の⑳の欄の金額を記載します。	法第72条の21第1項第1号から第3号までの規定の適用を受ける法人が記載します（以下14まで同じです。）。。
13「法第72条の21第1項第1号に係る加算㉑」	法第72条の21第1項第1号の適用を受ける法人が記載します。	
14「法第72条の21第1項第2号及び第3号に係る控除㉒」	次に掲げる課税標準の特例を受ける法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 法第72条の21第1項第2号の規定の適用を受ける法人 平成13年4月1日から平成18年4月30日までの間に、資本又は出資の減少による資本の欠損のてん補に充てた金額並びに資本準備金による資本の欠損のてん補に充てた金額 (2) 法第72条の21条第1項第3号の規定の適用を受ける法人 平成18年5月1日以後に、会社法第446条に規定する剰余金（同法第447条又は第448条の規定により資本金の額又は資本準備金の額を減少し、剰余金として計上したもので総務省令で定めるものに限る。）を同法第452条の規定により総務省令で定める損失のてん補に充てた金額	
15「資本金の額㉓」	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が第6号様式別表5の2の下表「資本金の額又は出資金の額1」の㉔の欄の金額を記載します。	課税標準の特例（法附則第9条第1項）の規定の適用を受ける法人が記載します（16において同じです。）。
16「法附則第9条第1項に係る額㉕」	法附則第9条第1項の適用を受ける法人が、資本金の額に2を乗じて得た額を記載します。	
17「月数あん分後の資本金等の額㉖」	次に掲げる法人の区分ごとに、それぞれに定める金額を記載します。 (1) 課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人 第6号様式別表5の2の㉗の欄の金額 (2) (1)に掲げる法人で、かつ、特定内国法人又は非課税事業をあわせて行う内国法人 ㉘の欄の金額から㉙の欄の金額を控除した金額	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第7項まで）の規定の適用を受ける法人が記載します（以下20まで同じです。）。
18「課税標準の特例に係る控除割合㉚」	課税標準の特例（法附則第9条第4項から第6項まで）の規定の適用を受ける法人が、これらの項に規定する当該法人の各事業年度の資本金等の額に乗ずる割合を記載します。	
19「未収金の帳簿価額㉛」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、当該法人の当該事業年度終了の時点における建設事業未収入金の帳簿価額を記載します。	
20「総資産価額㉜」	課税標準の特例（法附則第9条第7項）の規定の適用を受ける法人が、政令附則第6条の2第1項の規定により計算した金額を記載します。	
21「課税標準の特例に係る控除額㉝」	この金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨ててください。	
22「月数あん分後の資本金等の額」	第6号様式別表5の2の㉗の欄の金額を記載します。	外国法人が記載します(以

②⑦」	外国法人の各事業年度の資本金等の額については、当該事業年度終了の日の電信売買相場の仲値により換算した円換算額により計算してください。	下24まで同じです。)
23「外国の事業に係る控除額②⑧」 及び「非課税事業又は収入金額課税事業に係る控除額③⑩」	これらの金額に1円未満の端数があるときは、それらの端数金額を切り捨ててください。	
24「期末の総従業者数③③」	国内の事務所等及び外国の事務所等の従業者の合計数を記載します。	